

1. 区の花さくら再生計画の理念と運営の仕組み

1) 区の花さくら再生計画の理念

千代田区にふさわしい、そして日本を代表するさくら景観を創造、持続する

【再生計画の考え方】

◎ 運 営

- ・ 区民、企業、さくら管理者等が共に活動できるシステムを構築する。

◎ 整 備

- ・ エリアごとに、将来のあるべき姿を構想し、計画的に整備を図って行く。
- ・ さくらを取り巻く、自然的環境との調和を図る。
- ・ さくらの植栽環境と都市機能の共存を図って行く。

◎ 育成管理

- ・ 樹勢の回復を図り、花着きの良い、見事に咲くさくらを育てて行く。
- ・ 樹勢の回復が見込めないさくらは、伐採・更新を図っていく。
- ・ 管理手法を標準化し、エリアごとに適用して行く。

2) 再生指標としての「さくら憲章」と運営の仕組み

【さくら憲章】

- I さくらと、さくらに対する人々の思いを大切にします。
- II 水や緑など、さくらを取り巻く景観との調和を目指すとともに、私たちの暮らしに添ったさくらを育みます。
- III 満開の美しいさくらを、次の子どもたちに残す文化として守ります。

【区の花さくら連絡会】

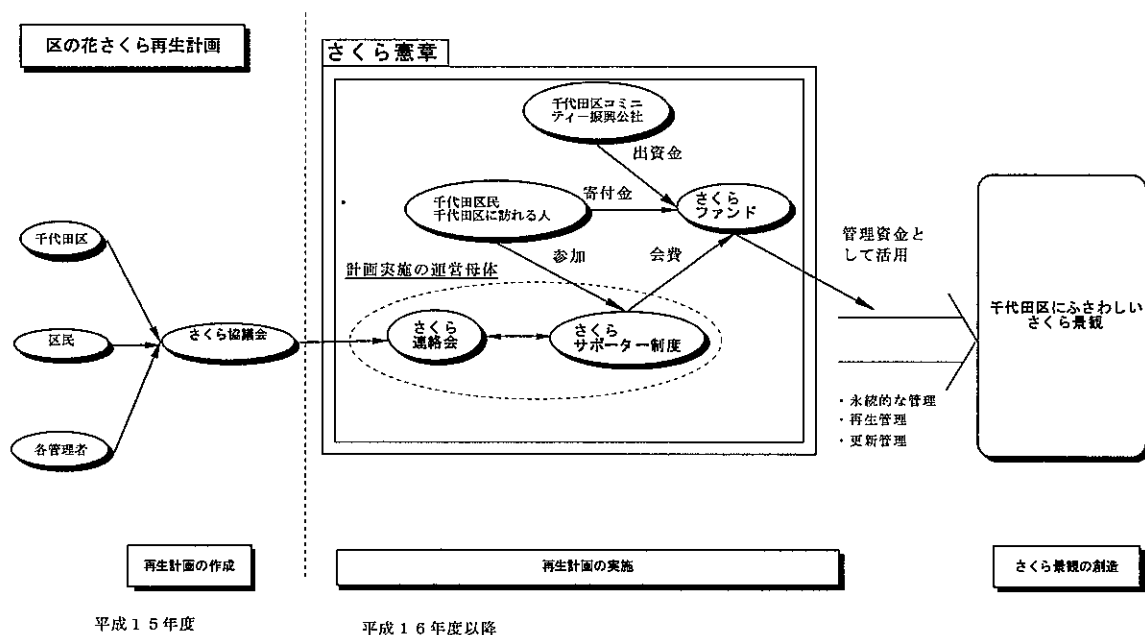
1. 「区の花さくら連絡会（以下、連絡会という）」は「さくら憲章」を理念とし、「区の花さくら再生計画」の実現を推進する。
2. 「連絡会」の会員は「区の花さくら協議会」を基盤に、区民や有識者、さくらの管理者等から構成する。
3. 「連絡会」は「さくらサポーター制度」を所掌する。
4. 「連絡会」の活動は5年を目途とする。
5. 「連絡会」の事務局を千代田区環境土木部に置き、会の庶務を所掌する。

【さくらサポーター制度】

1. さくら憲章の理念に賛同し、協力するさくらサポーター制度を創設し、区民や訪れる方に広く公募する。
2. 会員制とする。
3. 年会費を徴収する。
4. 会員の有志として花数などを調査し、さくらの健康管理を行う。
5. 会員の有志として区と協働できる施肥などの維持管理を行う。
6. 会報を発行し、さくらに関する情報を会員に提供する。
7. 会員及び新会員を募るために、さくらツアー、又は講演会などを開催する。
8. さくらサポーター制度は5年を目途とする。

【千代田区さくらファンド】

1. 区の花さくらの基金を設定する。
2. 区の花さくらの永続的な管理資金等を 担保する。
3. 基金の運用益、さくらサポーターの会費、寄付金、基金などを、さくらの維持管理資金に適応する。
4. 公益信託制度の活用を図る。
5. 区の花さくら連絡会と公益信託運営委員会の連携を図る。

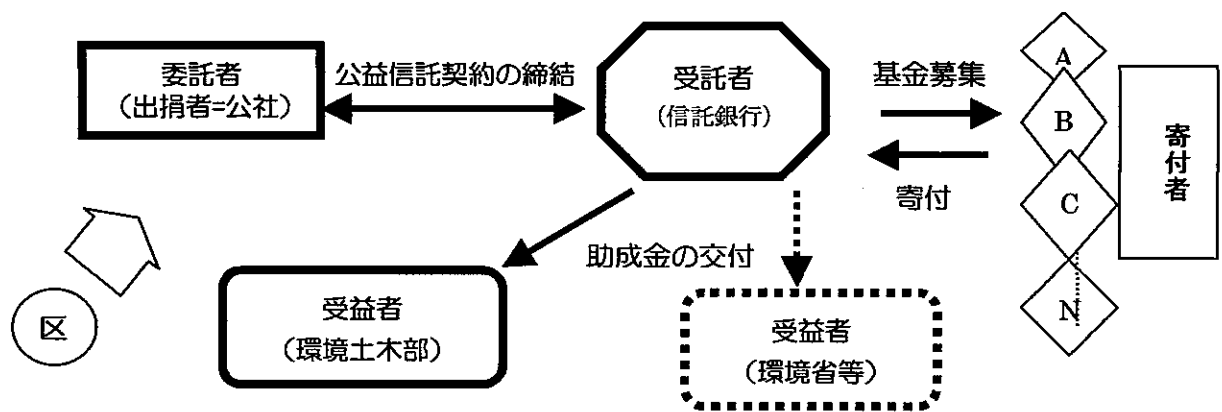


公益信託「千代田区さくらファンド」

「公益信託“千代田区さくらファンド”」は、江戸城内濠・外濠の土手筋等であり、春のにぎわいを演出する区の花さくらの再生事業を、区民をはじめ、広くさくらを愛でる全国のひとびとが参画し、いつまでも美しいさくらの名所として楽しめるようにすることを目的に設立するものです。

公益信託の概要

- | | |
|--------|--|
| ① 委託者 | まちづくり推進（ミニテイ振興）公社（千代田区） |
| ② 受託者 | △△△信託銀行 |
| ③ 受益者 | 千代田区のさくらを愛でる全ての人々を代表する
さくらの管理者（千代田区環境土木部） |
| ④ 信託財産 | 50,000,000円 |
| ⑤ 助成内容 | 千代田区のさくらと緑の保全を図ることを目的にした事業 |



公益信託とは、個人や法人（委託者）が、財産を一定の公益目的のために信託し、受託者（信託銀行等）が定められた公益目的に従い、その財産を管理・運用し公益目的を実現する制度です。